

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
<b>PFASリスト 定義 プロセス</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状PFASは定義によりばらつきはあると思いますが、約4700種類あるとも聞いておりそれらの物質の具体的な情報はどこで確認できますでしょうか？</li> <li>・フッ素系の個々の物質特定は困難であり、TSCA以外でPFASの例示物質など物質を特定できるリストなど参考になるものはございませんでしょうか。またそのようなリストを工業会様でご用意される予定はございませんでしょうか。</li> <li>・物質名、CAS番号リストがあると対象が分かりやすいと思いましたが、多すぎるのでしょうか。</li> </ul>	<p>OECDのPFASの定義を参照頂くのが、理解しやすいと考えますので、以下のURLにてご確認をお願い致します。</p> <p><a href="https://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/terminology-per-and-polyfluoroalkyl-substances.pdf">https://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/terminology-per-and-polyfluoroalkyl-substances.pdf</a></p>
PFASの規制はXXXXなども規制対象ですか。 (XXXXの例 PTFE, PFA, 弗素ゴム、PTFE多孔膜、フッ素樹脂成型品等)	その通りと考えておりますが、正確には、2023年1月に提案予定の規制案を参照願います。
XXXXにはPFASがどの程度の濃度ふくまれますか？ (XXXXの例 PTFE, PFA PFVE等)	それ自身がEUのPFAS規制化での定義に該当します。2023年1月に提案予定の規制案を参照願います。
欧州におけるPFASの定義に関するスライドで、「いくつかの注目すべき例外を除いて、少なくとも-CF3または-CF2-を有する化学物質はPFASである。」と記載されていますが、例外とは具体的にどのような化合物を指しているのでしょうか。	H/Cl/Br/Iが結合している-CF3または-CF2-はPFAS定義から外れます。 例えば、R-32(CF2H2)やR-152a(CF2H-CH3)など、 冷媒として使用される一部のフッ素ガスは対象外となります。
弊社はフッ素化合物や萤石を原料とした含フッ素ガラスを製造しているのですが、珪フッ化Na、Kや萤石、フッ素を含むガラスは規制の対象になる可能性があるのでしょうか。私としては萤石は自然物、他もPFASに比べると人体への影響は低いことから規制の対象には今後もならなさそうと考えているのですがいかがでしょうか。	今回、欧州、米国で規制対象としてご紹介しましたPFASは、全て有機フッ素化合物であり、無機フッ素化合物は対象外となっております。無機フッ素化合物については、何らかの危険有害性（例えば発がん性など）のリスクがなければ規制対象となる可能性は低いと考えます。ただし、他の法規制の下で報告や届け出の対象となっている場合がございます。
最初に、PFASの定義をいただきましたが、飽和炭化水素ではなく、不飽和炭化水素にフッ素が複数結合している化合物はPFASに含有されるのでしょうか？	欧州の定義では、不飽和炭素にフッ素が複数結合している化合物はPFASに含有されません。米国EPAの定義においても、CF2、CF部分は両方とも飽和炭素のため、同様にPFASの定義からは外れます。
PFASの定義のR, R', R''は、全てアルキル基と考えて宜しいでしょうか。	PFASの定義(米国の法案)では、「R,R',R''は水素ではない」とのみ記載されているため、例えば、Br、Cl、Iなどのハロゲン元素は、R,R',R''に該当いたします。
今後、欧州での規制はPFASグループ制限に一元化されるのでしょうか？それとも既に規制が確定しているものや、PFHxAのように規制が確定していくものとはどのような関係になるのでしょうか？	すでに法制化した物質については後からできる法規制に直接影響は受けませんが、規制検討中の物質については現在のPFAS規制の議論に影響を受ける可能性はあります。（ECHAのWebinar担当者による同様の質問への回答）
パブリックコメントを出す時にその方法論は教えて貰えるのでしょうか？ 国連では中国が力を持っています。また、大きなフッ素産業が中国にありますが、その中国と日本とのフッ素業界の連携はお考えですか？	パブリックコメントを出す時にその方法論は、次回（本年11月頃）にFCJの2回目のウエビナーを開催予定です。 又、中国のフッ素業界であるフッ素・シリコン協会とは連携を行っておりますので、今後の国連のでは協力関係を構築したいと考えております。

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
<ul style="list-style-type: none"><li>PFASを規制する動きがあるのは承知しているが、世界各国の法規（draft）が入手できない。（まだ審議中のため、法規がないようだが、WTO/TBT以外で掲載されるHPを教えていただけると幸いです。）</li><li>例えば欧州の規制などでよくパブリックコメントが行われていますが、各団体等が意見した内容は公開され、他の団体が閲覧可能となるのでしょうか。</li></ul>	<p>ほとんどの国の法規において、パブリックコンサルテーションと提出された意見・コメントはウェブサイト上で共有されています。</p> <p>例えば PFASの場合には以下のURLに提出された意見が掲載されます。</p> <p><a href="https://www.echa.europa.eu/web/guest/registry-of-restriction-intentions/-/dislist/details/0b0236e18663449b">https://www.echa.europa.eu/web/guest/registry-of-restriction-intentions/-/dislist/details/0b0236e18663449b</a></p>
業界からのパブコメはどの程度影響を与えることが可能なのか感度が知りたい。用途ごとでも変わるのが。	PFASの規制化で、パブコメがどのように影響を与えることができるかはとも言えません。但し、今までのREACH規制では、合理的な理由があれば、除外を獲得できてきていて、個別や用途毎に主張することは重要と考えています。特に、サプライヤーの意見より、ユーザー様の意見が採用されやすい傾向があるると認識しております。
分析方法・サプライチェーン	
ECHAは分析方法が決まってなくても規制は進めるとの公式な見解を受け取っておられたことでしたが、ECHAは市場監視はどのようにする予定か、見解はあったでしょうか。	市場監視は、各国の税関と規制当局（環境省等）が対応すると聞いておりますが、現状では実効性が乏しいのが課題とも聞いております。
PFASの検出法は確定していないにしても、業界で有望とみられている手法を知りたい。	まずは調査対象によって分析手法が異なり、PFOSやPFOAなどはCEN/TS15968が参照されています。また米国EPAではPFASの分析法の開発を進めており、そのいくつかが公開されております。 <a href="https://www.epa.gov/water-research/pfas-analytical-methods-development-and-sampling-research">https://www.epa.gov/water-research/pfas-analytical-methods-development-and-sampling-research</a>
PFAS関連の物質が製品に含まれているかを確認する方法はあるのでしょうか。（第三者機関で確認する等）	現状、定義されているPFASはその性状が気体から液体、固体まで幅広いので、一つの分析方法すべてに対応することは困難です。PFASの中で分析対象とする化合物を特定し、それに応じた分析方法を個々に選定する必要があります。
含有しないことの保証するように顧客から求められて困っております。 4,700もあるPFASのうち1、2物質の含有の有無を分析して(公定法も現状定まってない)、含有がなかったとしても残りの物質の含有がないことの保証にはなりません。他社様はどのように対応されていらっしゃるのでしょうか。	ご指摘の通り、すべてのPFASを分析する方法はまだ確立されていないとの認識です。また、個別の会社様での対応は把握できておりませんが、これから各産業団体が連携して明らかにしていくと考えております。
不純物レベルでのグレーゾーンはあるのでしょうか。	ご質問の意味を取り違えているかもしれません、PFASの分析方法が規定されていなく、不純物のレベルの定量は、各社判断というのがグレーなゾーンと考えております。
原料・中間・最終製品と、川下に行く間ずっとPFASが含まれることになるかと思いますが、この場合は最終メーカーが川上側に使用有無を確認して管理・報告することになり、原料・中間メーカーとしては国内流通への対応だけで大丈夫なのでしょうか。 (例：フッ素系材料メーカー⇒塗料メーカー⇒自動車メーカー⇒一部がEU輸出の場合など)	原料の調達が海外の場合や最終製品が海外に輸出される場合にはその国の法律が適応されますので、サプライチェーンを考慮した確認(例、海外の原料メーカーへの確認など)が必要になると考えられます。

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
川上企業に対し、PFASに関する情報提供を依頼しても、規制されていない情報を提供頂くことは難しいのが現状となっております。サプライチェーンで情報をスムーズにやり取りする方法はありますでしょうか？	PFASの確認をする場合は具体的な化学物質名などの情報があればスムースにやりとりができると考えます。ただ、規制内容が決まっていない場合 物質自身が営業秘密の場合もありすぐにお答えできない場合もございます。また 物質が決まっていた場合でも 規制されていない または 現在規制が検討中の物質については 分析手法も明らかでない場合や、ppbレベルの閾値の場合、検出に時間も労力もかかり、すぐに対応できない場合もございます。
現在はPFAS の製品中の含有の有無やその量が明示されていないものがあると思いますが、今後は明示されるようになるのでしょうか。	法律が具体化され施行されれば法律を遵守のため必要な情報は開示されます。 規制内容が決まっていない場合には上記回答を参照ください。
フッ素ゴムやフッ素樹脂製品で対象となる場合は上流より情報が使用者へ展開されると考えてよいのでしょうか。 ppbレベルの分析は現実的ではないで気になりました。	対象製品に関する情報はサプライヤーへ、お問い合わせをお願いします。
エッセンシャルユース・代替	
欧州におけるPFASの使用用途の非エッセンシャル、代替可能、エッセンシャルの分類分けの最新情報が分かれば教えてください。	欧州委員会が「エッセンシャルユース概念」に関するワークショップを開催して取り纏めたレポートが公開されています。現状このレポート（以下のURL）が網羅的にまとめた最新の情報になります。 <a href="https://ec.europa.eu/environment/events/stakeholder-workshop-concept-essential-uses-2022-03-03_en">https://ec.europa.eu/environment/events/stakeholder-workshop-concept-essential-uses-2022-03-03_en</a>
エッセンシャルユースの概念を固めるには今年中はかかるので、EUの加盟国5カ国で準備中の制限案にはその概念が入らないはずだと欧州委員会の関係者が言つたらしいが、提案後にエッセンシャルユースの概念で免除 (derogation) を獲得出来ると考えて提案に対する意見公募の準備をしているのでしょうか。	PFAS規制案にエッセンシャルユースの概念が含まれるか否かについては、把握できておりませんが、現在、欧州委員会から委託を受けたコンサル会社(Wood社、Ramboll社)がエッセンシャルユースの概念を開発しており、7月頃に最終案が提示される見込みです。 <a href="https://ec.europa.eu/environment/events/stakeholder-workshop-concept-essential-uses-2022-03-03_en">https://ec.europa.eu/environment/events/stakeholder-workshop-concept-essential-uses-2022-03-03_en</a>
欧州のPFAS規制案が2023年2月に公開されるとのことですが、その後の公開コンサルで、エッセンシャルユースによるExemptionの依頼をして、検討される可能性はあるのでしょうか？二回目のCall for evidenceにリストされていない用途が、新たに追加される可能性があるのかどうかの質問です	今までのREACH規制では、合理的な理由があれば、除外を獲得できていますので、個別や用途毎に主張することは重要と考えています。特に、サプライヤーの意見より、ユーザー様の意見が採用されやすい傾向があると認識しております。又、2回目のCall for evidenceにリストされていない用途が、新たに追加される可能性は小さいですがあれうと認識しています。
フッ素化合物の適用範囲はすごく広い為、規制化による影響は広範囲に及ぶと思われるが、規制対象外となる、それしか世の中にはないという証明はどのようにして説明できるのか？	一概に表現することはできませんが、規制における適用除外獲得においては、当該物質が「ヒトの健康や環境に対して有益」、或いは、「社会の機能にとって不可欠」であると、そして、その上で「ヒトの健康や環境に対して有益、或いは、社会の機能におとつて不可欠な機能は、他の物質では実現できない、即ち技術的、経済的に適用可能な代替品がない」ことを規制当局に説明し、納得いただく必要があると考えています。
エッセンシャルユースの判断が欧州、米国で異なるケースも考えられるでしょうか？	はい。欧州では予防原則を前提としたPFASの一括規制、米国ではPFASをいくつかのサブグループに分類して科学的知見に基づいた規制を志向しており、おのずとエッセンシャルユースの判断も異なってくると推察します。

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
代替する新しい安全な物質の安全性については申告制でしょうか？ もししくは認定機関のようなものができるのでしょうか？ 認定などの場合に、代替品の後発品が承認される要素は残るのでしょうか？ 各国で規制が進む中、日本で規制に対応した製品を採用した場合、欧米でも同等に採用されるのでしょうか？	代替品の安全性に関しては、各国の規制当局（EPAやECHA等）によって新規登録が承認されたものとなります。よって、各国の規則に従った対応になることをご理解願います。
PFAS動向および現状の説明、背景などご詳細を頂き誠にありがとうございました。この場をお借りしてご質問させていただきたいです。設問3にも記載しましたが、PFAS冷媒に代わるような代替物質、自然物質に関する情報、またそれに関わるような情報がございましたら可能な範囲でご提供いただけますでしょうか。	代替品に関しては、企業秘密になるので、サプライヤーに個別にご確認願います。但し、PFAS冷媒の代替に関しては、非PFAS冷媒や自然冷媒（CO2やプロパン）が候補になっております。
低GWP製品としてHFO系冷媒、溶媒への代替が進んでありますが、HFO系製品を使用する場合、大気中で分解された後の分解物（トリフルオロ酢酸等）まで考慮してHFO製品のPFAS規制をとらえていく必要はあるでしょうか。	現時点では、何とも言えないです。但し、PFASの規制化を推進している5ヶ国は、大気中で分解された後の分解物（トリフルオロ酢酸等）を念頭に置いてPFASの規制化を提案しようとしていると聞いております。
食品の紙包装に関して、フッ素耐油紙の動向が気になっております。かなり厳しい状況になっていくと考えておりますがフッ素のように撥油性の高い材料がないのが現状であると理解しております。フッ素業界としては対応策を考えられてますでしょうか。	食品接触用途のフッ素系撥水撥油剤に関しては、今後、フェーズアウトされるものと考えております。代替品に関しては、各サプライヤーにお問い合わせ願います。代替化の方向としては、非フッ素系撥水撥油剤となると認識しております。
非フッ素撥水剤を証明するにはどうしたら良いのか。	御社のご使用の製品のサプライヤーにお問い合わせ下さい。

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
<b>EU 法規関連・その他</b>	
実環境下でのPTFEの詳細分解挙動。低分子の有害有機フッ素化合物が生成し得るのか。	実環境下ではPTFEは低分子の有害有機フッ素化合物を生成いたしません。
泡消火薬剤の観点からで申し訳ございません。トータル量を増やさないという観点から 、使用しなかった泡消火薬剤を回収し、界面活性剤のみを分解、再利用する手立てはないのでしょうか？またこのような研究をされている方はおられないのでしょうか？	現段階では知見がございません。
FCJとしてPFAS規制から除外したい物質はあるのか？ある場合はどのような物質か？	FCJを含め、欧米のフッ素業界は、PFAS冷媒やフッ素ポリマーをPFAS規制の対象外にするよう主張しております。
ビスフェノールAFはまだ制限案の公表前のことですが、塗料に使用するエポキシ樹脂 由来のビスフェノールAFなども規制対象になるのでしょうか。 それともPFASに関連するビスフェノールAFのみが規制対象になるのでしょうか。	制限は主には物品に関するものですが、混合物に関する記載もあるため、塗料も制限対象と考えられます。詳細は制限案公開後に確認する必要があります。
PFAS関連物質の欧州飲料水指令へどのように反映されているか情報があれば教えて頂き たいです。	2021年1月12日に発効したEU 飲料水指令の改訂において、 全 PFAS に対して0.5µg/L、特定の20種類の PFAS の合計値0.10µg/L の 基準値が設定されています(附属書I Part B)。 また、PFASの分析手法については、欧州委員会が2024 年 1 月12日までに、 技術ガイドラインを定めるとされています。
先ごろ、スイスの化学品規制（政令）が公布されました。PFAS全般が禁止レベルで、適 用開始時期は本年10月との認識です。スイス市場投入品の対応、お客様からの問合せへの 対応はどのようにすればよいか等 ご教示お願ひいたします。	スイス化学品リスク低減令の付属書1.16の旧版「パーおよびポリフルオロアルキル化合物」の対象物質は3種 <ul style="list-style-type: none"> <li>- PFOSおよびその誘導体</li> <li>- PFOAとその前駆体化合物</li> <li>- フルオロアルキルシラノールおよびその誘導体</li> </ul> 今回の改正で、上記リストに追加され 2022 年 10 月から適用される物質は2種 <ul style="list-style-type: none"> <li>- PFHxS およびその前駆体化合物</li> <li>- C9-C14 PFCA</li> </ul> 物質を限定してお問い合わせいただければと思います。

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
<b>US法規</b>	
米国の報告制度やメイン州のPFAS規制について、不純物として含有する場合の報告免除はあるでしょうか。不純物の場合、ロット毎にばらつきなどがあることが考えられ、正確な報告ができない可能性もあるかと思いました。	メイン州法は、あらゆる製品に「意図的に添加された」PFASを取り上げ、「特定の特性、外観、品質を提供するため、あるいは特定の機能を果たすために」存在するものと定義しています。また、PFASの副生物も「意図的に添加されたもの」の定義に含まれます。
米国メイン州では2023年1月から、PFAS製品届出と伺いました。PFASのどの物質の含有に対して、届出が必要か決まっているのでしょうか。決まっていない場合、ケミシェルパなどで情報入手可能になるのでしょうか。	メイン州は、すでに法制化されて、2023年1月1日以降、意図的に添加されたPFASを含む州内の製品製造者は、当局に書面による通知を提出しなければならないということが要件になります。 この報告のプロセスはまだ確立されていません。PFAS定義は広くCAS#等では特定されておりません。
EUでは現状ポリマーも規制対象、米国では炭素数20以下が対象と理解しましたが、炭素数20以下が規制されることでポリマー自体も米国では製造されなくなる、ということでしょうか。	この規制は特定のPFCAのみを対象としており ポリマーの製造助剤としてポリマーの製造に使用されておりません。この規制については 以下のURLのサイトをご参照ください。 <a href="https://www.federalregister.gov/documents/2013/10/22/2013-24651/perfluoroalkyl-sulfonates-and-long-chain-perfluoroalkyl-carboxylate-chemical-substances-final">https://www.federalregister.gov/documents/2013/10/22/2013-24651/perfluoroalkyl-sulfonates-and-long-chain-perfluoroalkyl-carboxylate-chemical-substances-final</a>
TSCA規制とは別のPFAS行動法案（H.R.2467 - PFAS Action Act of 2021）の施行時期や規制内容、および産業界への影響についてお教えいただきたいです。こちらの行動法案には製品へのPFASフリーを示すラベル表示も要件とされるかもしれませんという情報がありますが、今の規制動向を知りたいです。	H.R. 2467 - PFAS Action Act of 2021は、2021年7月に米国下院で提案され、可決された法案であるが、現在までのところ、米国上院では本法案の審議は行われておりません。
米国に規制において、24のPFAS物質を絞り込んでいる。というお話がありました が、具体的な24物質は何が選ばれているのでしょうか。	具体的な24物質につきましては以下のURLの最終頁のリストAppendix A: List of PFAS Candidates for Testing をご参照ください。 <a href="https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-10/pfas-natl-test-strategy.pdf">https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-10/pfas-natl-test-strategy.pdf</a>
EUは意見募集のシステムがあるようだが、米国においては各州毎に規制がはじまっていることもあり、各州への規制に対して、現実どのように対応できるものなのか分かる範囲で教えて頂きたい。	米国の州法や規制のプロセスは、多くの場合、公聴会やその他のパブリックコメント期間を設けており、法律の規制当局に対して意見を提出する機会があります。
米国州法において続々とPFAS規制法案が採決されていますが、フッ素業界としてロビングはどのようにされていますでしょうか？今後についての対応やお考えについて是非、お聞かせください。	米国化学工業協会、米国商工会議所、SEMIをはじめ、各工業団体は、単独または連合体で、提案された法案にコメントを提出し、規制当局に科学的なガイダンスを提供しています。PFASに関するすべての州および連邦の法律を追跡し、対応することは困難です。このプロセスには、PFASのユーザーからのより多くの参加が必要になりますし、優先順位付けた対応を行わざるを得ないと考えております。

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
<p>資料P36でEPAがPFASの少量免除（LVE）を自主的に取り下げることを促す発表とあります。 具体的なEPA発表とこの場合のPFAS定義をご教示ください。 新たなLVE申請不許可は認識しておりますが、自主的な取り下げの要請について、理解が不足しております。</p>	<p>LVE取り下げプログラムについては、以下URLをご参照ください。</p> <p>このページでは、PFASの定義と、対象となるPFASのLVEのリストを掲載しています。</p> <p><a href="https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/pfas-low-volume-exemption?msclkid=9bed0b25cf5311ec9a97ccb655bd21fa">https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/pfas-low-volume-exemption?msclkid=9bed0b25cf5311ec9a97ccb655bd21fa</a></p>
<p>米国では州ごとに用途に応じてPFASの規制をするように理解いたしましたが、具体的にどの物質になるかは未定ということでした。それが決定する前に、PFASのうちの物質Aについてはエッセンシャルユースであるとして意見提出することにより、物質Aについては規制を回避するアクションをすることは可能でしょうか。物質が決まってからアクションが可能になるものでしょうか。</p>	<p>まず、化学物質の規制を実施する場合、それを記した法案には対象物質の定義が明記されています。</p> <p>このため、法案が提示された時点で、対象物質は特定され、それらに関し有用性や代替困難の状況を訴求することで、適用猶予や適用除外を求めるることは可能です。</p> <p>次に、法案の策定途中で意見具申を行い、後に取り纏められる法案から特定の物質を除外する取組は、該法案の取り纏めにおける中心人物を特定し、その人物が関係する当局やステークホルダーに対して説明・説得できる説明を提示できれば可能性はないとは言えません。ただし、極めて複雑な条件をクリアする必要があり、簡単な取組ではないことは確かです。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>弊社は繊維製品の染色加工会社ですが、現在、カリフォルニア州の繊維で既に施行されているのが一つのモデルケースとなると思いますが、現状での問題点などあればご教示お願いします。</li><li>繊維関係の商材を取り扱っております。</li><li>染料、加工剤等に関する規制情報があればお聞かせ願います。</li></ul>	<p>カリフォルニア州を含むいくつかの米国の州において その州におけるPFASを含む繊維製品、および PFASを含む繊維表面保護製品の販売または流通を禁止する法案を提出しています。</p> <p>法案には、最低限必要なレベル、意図的添加と非添加の区別、特定の用途（例：個人用保護具）に対する免除など、さまざまな文言が含まれています。</p> <p>カリフォルニア州の規制状況についての参考記事（以下のURL）をご確認ください。</p> <p><a href="https://chemicalwatch.com/449979/california-bill-to-phase-out-pfass-in-textiles-passes-committee">https://chemicalwatch.com/449979/california-bill-to-phase-out-pfass-in-textiles-passes-committee</a></p>

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
<b>POPs 日本の動き</b>	
PFOA関連物質にかんし、欧州のPOPs則で成形品中の規制値1000ppbということですが、この数値は非意図的（副生やコンタミ）に混入した場合という理解でよろしいでしょうか（化審法と同じく意図的使用はNG）？	いいえ。PFOA関連物質に関し、欧州のPOPs則で成形品中の規制値1000ppbは、意図的と非意図的（副生やコンタミ）の合算です。
欧州POPs規則のPFOA規制の中で、PTFEマイクロパウダーの副生成物のPFOAについては22年7月4日までに見直しされる、とありますが、期日に即時除外廃止はあるのでしょうか。	可能性として、期日に即時除外廃止はあります。但し、事前に意見を述べておけば考慮される可能性があると認識しています。
EU POPs規則について：25PPBを超えるPFOAを含む物質が成形品に含有していた場合、閾値が25PPB越えなければ適合と判断でよろしいでしょうか（成形品を分母とする）	その通りです。25ppbを超えるPFOAを含む物質が成形品に含有していた場合、閾値が25ppb越えなければ適合と判断されるとの理解です。
弊社お客様よりPFOAの閾値保証を求められます。そのため、仕入れ先様へ調査を行うのですが閾値保証はできないとの回答が来ます。理由としては、川上メーカーからの回答が「意図的使用無し」で閾値未満の保証はできないから、と言う事です。	PFOAにつきましては 昨年10月より化審法の第一特定化学物質に指定されましたので、各フッ素製造メーカーではフッ素樹脂製品について確認を行い 副生が認められるケースには、製造した製品または、輸入品においてBATの申請が必要になっておりますので 化審法施行以降に販売した製品に関しては 検出限界未満および自主上限値以下の製品が販売されていると考えますが、個々の対象製品に関する情報はサプライヤーへのお問い合わせをお願いします。
弊社のお客様は、国内、EU加盟国、EU加盟国以外の海外にあります。閾値保証を求める弊社お客様に対して出来ること、やるべきことはあるのでしょうか。	可能性は、小さいとは認識していますが、あると考えております。特に、BATで判断されますので、新たな商用化技術が提要可能になった時と考えております。
日本の化審法でBAT申請されたような製品に対して、BAT申請後にEU POPs規則などでより厳しい数値が定められることを理由として、経産省がBAT申請自体を取り消したり修正したりする可能性はあるのでしょうか。	説明が不十分で申し訳ありません。条約段階では、非意図的微量含有に関し、第5条にて、「意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置について行動計画を作成し、国内実施計画の一部として実施すること」とありますので、各国の国内法で考慮することを示しております。よって、実質的には各国で考慮されるとの意味合いで。
QAIにて、“POPs条約では非意図的含有は認められている”とのことでしたがこれについて確認させて下さい。DPやUV328に関するMETI主催の会合で、METIよりPOPs条約では閾値に関する議論はなく、特に附属書Aは廃絶物質のため非意図的も意図的もない（そのような概念はない）。その後、批准した国が国内法で決める（日本のBATやEUの25ppb、非意図的含有も禁止など）とのことでした。当方も同様の認識をしておりましたが、条約段階で“非意図的含有（以下表示されず）	PFOAが検出されなくてもPFOA関連物質を含有している可能性はございます。PFOA関連物質のBAT報告に係る内容であれば、経産省へご相談下さい。
PFOA関連物質はかなりの種類あるかと思いますが、全ての物質を測定することは難しいと考えます。PFOAが検出されない場合、PFOA関連物質も検出されないという考え方でできるのでしょうか？ご回答いただけますと幸いです。ご多忙の中、恐れ入りますが何卒よろしくお願い致します。	欧米のPFASの規制化に向け、日本の行政機関である経産省、環境省、厚労省の考えを正確には掴んでおりません。但し、今回のFCJのウェビナーでご説明しましたように、日本の産業界に大きな影響及ぼす可能性を認識頂いており、何らかの対抗策をAll Japanとして対応することが必要と聞いております。
PFASの定義（欧州、米国）に該当する物質が全て規制の対象となれば、現実的に国内のあらゆる産業に甚大な影響があると思います。当該規制に対して行政機関である経産省、環境省、厚労省の考えをご存じであれば、ご教授いただければ幸いです。	現時点で、日本でのPFAS規制化の動きは聞いておりません。
日本ではPFAS規制化の動きはありますでしょうか。	

## FCJウェビナーアンケート回答集

質問	回答
その他	
説明資料をいただけますか？	説明資料は、以下のURLのウェビナー申し込みページからダウンロード可能です。 <a href="https://www2.daikinchemicals.com/fcj_webinar_entry_20220420">https://www2.daikinchemicals.com/fcj_webinar_entry_20220420</a>
説明資料を入手後、顧客様に配布して問題無いか？	問題ございません。
・今回、3M社がベルギーで生産中止となったように、当局・政府からPFAS製造メーカーに直接規制が入るような懸念、動きは他にありますか？ ・先般、ベルギーでPFAS製造工場が自治体当局からの生産停止命令を受け、生産を停止したとのニュースを目にしました。この工場は以前自治体から警告を受けていたとの情報もありました。各国・各レベルの当局が、PFASに関する警告や命令などを出しているなどの情報があればご教授ください。物質規制に先立って生産を止められてしまうと対処が困難で、特にゼロリスク志向の高まっている欧州での状況を懸念しています。	残念ながら、フッ素メーカーの個々の工場における環境問題まで把握できておりません。フッ素メーカーの生産情報や個別の規制情報等は、各メーカーに個別に確認願います。（独禁法に抵触し、FCJ内で共有化することができない情報です。）
海外（主にアジア地区）にもFCJ様の様に協議会は御座いますか。御座いましたら、そちらの情報もご提供お願い致します。規制が強化される中、特に分析や情報開示のご協力の働き掛けの状況についてでございます。サプライヤー様／メーカー様からの迅速な情報提供が必要な状況と思います。	欧米の業界団体は、今回のウェビナー資料（スライド43）で紹介させて頂きました。アジア地区ですと、中国には、中国フッ素ケイ素有機材料工業協会がありますが、日欧米のフッ素業界団体が、グローバルをカバーしております。
今回は規制動向というお話をしたが、EPEATの改訂案にもPFASの規定が登場しています。法律ではないため優先度は低いかも知れませんが、FCJ様で何らかのアクションはされていますでしょうか？或いは情報をお持ちでしょうか？例えばEPAがリスクベース思考、環境（特に水）への影響思考であるなら、EPEATでも環境に出ないものは除外してもらう等、何らかのアクションをお願いしたいです。	現時点では、FCJとして対応しておりません。今後、対応を検討して参ります。
今回の資料中では、PFASの使用用途事例で、電子材料をはじめとする「材料」、または「医薬品」を取り上げていましたが、FCJにて「農薬」というカテゴリは関係団体との情報共有や関係省庁への働きかけを行うことはないのでしょうか？ 人が生きるために必須である「食料」を生産する観点から、「農薬」というカテゴリもエッセンシャルユースとして扱われるべきと個人的には考えています。	現時点で、FCJにて「農薬」というカテゴリは関係団体との情報共有や関係省庁への働きかけを行っておりません。今後、対応を検討して参ります。